

京都労働研

ニュース
No. 9

連絡先
京都市北区小山
中津町4-7
中村太郎

連続講座才6回

『労組組合法上の問題』

地域労働組合に向けての、連続講座才6回は「労組法上の問題」というテーマで、労組法と現在の労組組合の問題、また、労組法上での合法的な労組組合と我々が結成しようとしている労組組合での合法性の問題、さらに、現在の労働運動の動きを基盤に直面している、労組法上の労組の問題が報告されました。

この上、我々が結成しようとしている地域労働組合のようには合法性をモットのもの、旗印を向正にして、具体的な合法性の問題を軸に討論はなされませんでした。

作られるべき労働組合の内容を具体的にイメージしつつ、各自の理解が必要と想います。以下は報告と討論です。

――報告――

『労組法上の問題』

古川 賢一 又

二ヶ月程の間にまで進んでいますが、今日では労組法上の問題といつてはなんでも、法律學者ではありませんので学問的なことはわかりませんが、体験上ぶつかつた点をあげて報告します。

労組法に限らず法律といつのは、実際に起つているものを規制するべくつものだ。労組法にいてもまいりながら、日本タージョとか反乱と云を規制し資本の秩序に組み込むといつて役割をもちつていづいづつに思ふ。

それは例へば、労組直事務次官通達に、昭和二十八年十一月六日付で理事めてはなますが、「産業の平和を保ち、経済の交流をはかるため、労使関係の円滑を期するためには、かくするもの他にない」とは、その証明するところである。とある。イギリスの十時間労組法も、労働運動の発生からであり、日本のニニストのあとには公共企業体

のスト禁止法ができた。團體斗争の時には警察事業の
 小笠山閣僚のスト規制法として出た(五二年)。暴行では
 例の「よど号」がニューと稱びて、早速、法律が出てきて
 いる。僕が学校に居る間、あの頃のストの中心
 一杯面白かった。たゞ一杯面白かった。それと飲ん
 でいる朝鮮人のおじいさんがいた。たまはヤミ酒で税
 務所が摘発してた。そのおじいさんが、それは「けし
 からん」「けしからん」「けしからん」。その時働いてた學生が
 「おっさん、それが法律やん、けしからん」「けしからん」。
 そうするからおじいさん曰く、「ぼんちがう、政治が悪い」
 と。別に知識があるがなかなかが善い人である。スト
 ライキも法律を認められてたけれども、それではな
 い。「ストライキか」「ストライキの本質は労働者同士の
 団結」。

オ何柔、オ何柔にかかると、それ以前「いかなる
 暴力も行使してはならない」というの法の前提になっ
 てる。その上でオ何柔の禁止事項がある。団体交渉の
 期間。「四八時間前に届出を」といふ。団体交渉も全
 員でこのことにばならない。だが考えは、団体交渉
 というのは又が誠心誠意、協議をしようとするもの
 として協議のメソッドにはないといふ。又野
 仲組中に野仲組委員会がある。仲裁とか調停とかね。
 ストライキも、ストライキであってはいくとも。野
 仲組もそんな調子だね。権利として「ストライキは秋まで
 しようねえ」といふ。全く延擧してしまっている。それ
 まで「野仲組合は秋まで」といふ。
 このあいだ、無通告のストをやった。目を覚ましてたら
 ステンカーがダラーと貼ってある。入出荷から拒否す
 る。目を覚ましてたら「ストライキに入ってます」。とな
 る。「そんなんなんた通告はどんでんねん」ときた。「
 キのうの田交で、こんなやつたらストには入りませ
 いうて何べんも言いました」「という。「正式の文書
 なんかいりますかいな」とぬ。そうすると「いつまでの
 ストですか」とぬ。「無期限ストですか」という。「い

くおひでも、ストライキのことおでも、野仲協約のこ
 じでも、さうだ、経済斗争中心のストにならなくなっ
 て、個人山崩斗争なんかも(かん等々、全体を賣)
 ている。

そこで、法律でいっているからといって、法
 律を規程して運動が展開されている、現状は。

野仲組合法ができたのは昭和二四年、終戦時野仲組合
 がゼロだったのが、48年には六六七万人、組織率五四%
 とする。これはまだまだ野仲法ができていない。

このおじいさん、公務員のオードで、若いものが、「オ
 ード、労働返せ」といって、組合としては一切それ
 には言わない。「われわれの賃金を上げせ」といって、
 何を言ってもめだ。「オードがストでもっている。公
 務員が政治的なシユールを「ルールヤ」とい
 っている。全くくだらない。争議行為法制化、ルール
 化をやっている。野仲協約で「平和条項」なるものがある。
 極端な場合は「ストライキも、事前通告」制があ

やちがう。「ほんなら何でんねん。」「あんと二がえ
 回答出てきたらスト解きますがな」と。「ハイ、
 ちゅうえ、おどろいた顔している。「ストライキとは
 なんでもござせ。言っといた。その時も「ルール違反
 」とこのこと、このこと、く、く、く、く、く、く、く、く、
 野仲組合と組合員の関係がもう一丁、ドタマに置く。
 よく言われるのは「野仲組合は二つします」と。「野仲
 組合は二つします、そんなもん誰か、どんでん決めた
 んや」といふことや。こんなこと「ザラ」である。円山の
 集会を何言っている。「皆さん、お救いのところ、く
 うさんです」とぬ。組合の単組でもさうや。何で「く
 うさんやねん」。組合員というのは構成員じゃなくて
 対象者になっている。法に於いて、団体交渉とか、野
 仲協約の主体というのは組合員の個人ではなく、団体を
 ある組合である。野仲組合の委員長が勝手にハンコ押し
 たら、それで適用されてしまう。野仲協約なり就業規則
 に野仲協約が優先すると定められている。野仲協約と

「い
 つまで
 の
 文書
 とい
 うて
 ませ
 んか
 いり
 ます
 か
 い
 な」と
 ぬ。
 そう
 す
 る
 と「
 い
 つ
 ま
 で
 の
 ス
 ト
 で
 す
 か」と
 ぬ。「
 無
 期
 限
 ス
 ト
 で
 す
 か」と
 い
 う。「
 い

く
 お
 ひ
 で
 も
 、
 ス
 ト
 ラ
 イ
 キ
 の
 こ
 じ
 お
 だ
 も
 、
 野
 仲
 協
 約
 の
 こ
 じ
 お
 だ
 も
 、
 さ
 う
 だ
 、
 経
 済
 斗
 争
 中
 心
 の
 ス
 ト
 に
 な
 ら
 な
 っ
 て
 来
 て
 居
 る
 の
 、
 個
 人
 の
 山
 崩
 斗
 争
 な
 ん
 か
 も
 (かん等々、全体を賣)
 ている。
 そこで、法律でいっているからといって、法
 律を規程して運動が展開されている、現状は。
 野仲組合法ができたのは昭和二四年、終戦時野仲組合
 がゼロだったのが、48年には六六七万人、組織率五四%
 とする。これはまだまだ野仲法ができていない。
 このおじいさん、公務員のオードで、若いものが、「オ
 ード、労働返せ」といって、組合としては一切それ
 には言わない。「われわれの賃金を上げせ」といって、
 何を言ってもめだ。「オードがストでもっている。公
 務員が政治的なシユールを「ルールヤ」とい
 っている。全くくだらない。争議行為法制化、ルール
 化をやっている。野仲協約で「平和条項」なるものがある。
 極端な場合は「ストライキも、事前通告」制があ
 やちがう。「ほんなら何でんねん。」「あんと二がえ
 回答出てきたらスト解きますがな」と。「ハイ、
 ちゅうえ、おどろいた顔している。「ストライキとは
 なんでもござせ。言っといた。その時も「ルール違反
 」とこのこと、このこと、く、く、く、く、く、く、く、く、
 野仲組合と組合員の関係がもう一丁、ドタマに置く。
 よく言われるのは「野仲組合は二つします」と。「野仲
 組合は二つします、そんなもん誰か、どんでん決めた
 んや」といふことや。こんなこと「ザラ」である。円山の
 集会を何言っている。「皆さん、お救いのところ、く
 うさんです」とぬ。組合の単組でもさうや。何で「く
 うさんやねん」。組合員というのは構成員じゃなくて
 対象者になっている。法に於いて、団体交渉とか、野
 仲協約の主体というのは組合員の個人ではなく、団体を
 ある組合である。野仲組合の委員長が勝手にハンコ押し
 たら、それで適用されてしまう。野仲協約なり就業規則
 に野仲協約が優先すると定められている。野仲協約と

は何々人とやるものや。次官通達によると団体交渉というのは、「誠心誠意」やらなあかんということ、「団体交渉の団体」という言葉は誤解を招きやすいが、賃金や労働条件等、労働者と使用者の関係を個別的ではなく、集約的、統一的に交渉するということであって、何ら多象が列席するという意味をもたない。即ち何々の組合員がバラバラではなく、代表者によつて一元的に交渉を行うことである。と。おみこと。現在の労働組合で、全員で、なんて言うの大変なことになる。労使双方が「けしからん」とくる。指導者のなかには「うちの組合員を全員出席せせま」と、うちの指導者はきゆるから、みんながいかにしてしまふ。とまで。うマツカマシイものがある。規約でも、三役に多くは権限をもたしている。

規約というところ、こういう規約を作つても違法ではないが、労組法上の規約を作つておかないと、法人格はとれないし、地労委での救済措置をとれません。三役の役割もきめておく。一般組合員を対称化

ることも誰れもがわり切っている。生産面でも日常的に労資対決してサボター・ジュヤリ、なにやして、このことはまずない。ただ労働者がつて、このことでは感じるのは賃金争いだけだ。それが終るとまた共同体の中に入つて、この中には労働組合の力は全くと反はない。労組法の労働者の規定は「取業の種類を問はず、賃金、給料その他それに関する収入によつて生活する者」として「法第三条」となっている。わざわざに組合員に言つてはいけな。ものとしての制限は、監督の地位にある者、会社の利益を代表ない経済的地位にある者であり、これをのどく労働の労働者によつて労働組合は組織される。

臨時工、社外工はほとんどダメ、他産業の労働者は限をたけない。ましてや失業者は問題にならない。

労働組合は、会社が大きくなれば大きくなり、会社がつぶればつぶくなる。労働組合は団体である。そのまゝと労働組合の自主性はどこにもない。後援でも力をもちのは大きな会社の労働組合自身者によつて占められる。

して行く。ストライキでも主体は団体であつて個人ではない。一人一人が闘ういわゆるヤマネコストは違法となつている。日本の労働組合は戦後一貫して企業別、至當別だが、労働組合であった。藤田吾雄がこれは労働組合ではなく従業員組合だと理念的にいふ。でも、労組法では保護されている。これをぬきにしてはどうしてもなくするのであつて、そこでわれわれの労組法を作つたとか、現在の労組法を分析してダメならそれに対する斗いをくむとかしなければならぬ。どうつ。

企業別、至當別労働組合定着することのようには意識があまりかたいた。労働者は何か「が問題になる。従業員で入つて給料表を見れば組合費が引かれていた。ああ労働組合があるんだなあ。こんなに引かれていたのや」といつといた。そのうちに春闘とか何となあつて、労働組合運動なんだなあといつと知つて行く。これは従業員としての自分と、労働組合員である自分の決は全然ない。生産面では従業員であり労働者団体であ

企業別組合の発生は、一は「史的な継发性」が原因で、二は占領軍の政策、三は食つたために賃金ついでに二つから発生したと二つ三つこの原因がある。企業別の賃金斗争は企業規模別格差賃金を生み出している。二つ三つは、その企業の主たる能力に依じた格差があらわになる。この討論の中でも「君の賃金つぐらや」「〇〇円や」「ノヘー、君の会社工は」といふ言葉が出てくる。こつたときの方が労働者になつて、企業別の運動は企業の事情はよく知つて、よく知つて、故に企業のつづきを究めるべき。組合をやつて取制になる組合員に対する権力は全くとない。もう一つは前である役員が運動やりながら高ノ入る工作をして、たことばバれて取場奪取にもたれない例もある。こつた場合はいふのである。

もう一つは分裂したときその企業を多数派をもち、いなければ何もあきない。多数派が善玉で少数派が悪玉になる。それで一組合は十年間何もせずにかんはつて

返す。金にすれば、出てくる者がカンパなり、預金
本は組合員にだけやる。組合員になる。これは順法
半争をせよ。

—C—もう一つは、組合員になる。労働者で
ついでに組合の行動は保障する。組合員としては保障の
ない。どうしてか。組合員になる。組合員になる。
組合員になる。組合員になる。

—D—労働者の組合の組織は、労働者の組合員
による。組合の秩序と労働者の組合員による。労働者の
組合員による。労働者の組合員による。労働者の組合員
による。労働者の組合員による。労働者の組合員による。

—E—先日も就業規則の改正があり、事業所毎に組
合の意見を乞うて労働基準局にとりかきよめという。ところがそ
の組合の意見は中央で決められたものであり、誰が決めた
のか分からないものな協約として生きている。

—B—前にいふが、組合員になる。労働者で
ついでに組合の行動は保障する。組合員としては保障の
ない。どうしてか。組合員になる。組合員になる。
組合員になる。組合員になる。

—C—労働者の組合の組織は、労働者の組合員
による。組合の秩序と労働者の組合員による。労働者の
組合員による。労働者の組合員による。労働者の組合員
による。労働者の組合員による。労働者の組合員による。

—D—労働者の組合の組織は、労働者の組合員
による。組合の秩序と労働者の組合員による。労働者の
組合員による。労働者の組合員による。労働者の組合員
による。労働者の組合員による。労働者の組合員による。

—E—先日も就業規則の改正があり、事業所毎に組
合の意見を乞うて労働基準局にとりかきよめという。ところがそ
の組合の意見は中央で決められたものであり、誰が決めた
のか分からないものな協約として生きている。

—B—前にいふが、組合員になる。労働者で
ついでに組合の行動は保障する。組合員としては保障の
ない。どうしてか。組合員になる。組合員になる。
組合員になる。組合員になる。

—E—ボクが組合員のパーミットを返したときの論争で、
労働者は組合の秩序を破壊しないものだといっている。こ
れだ。労働者は組合の秩序を破壊しないものだといっている。

—C—労働者の組合の組織は、労働者の組合員
による。組合の秩序と労働者の組合員による。労働者の
組合員による。労働者の組合員による。労働者の組合員
による。労働者の組合員による。労働者の組合員による。

—D—労働者の組合の組織は、労働者の組合員
による。組合の秩序と労働者の組合員による。労働者の
組合員による。労働者の組合員による。労働者の組合員
による。労働者の組合員による。労働者の組合員による。

—E—先日も就業規則の改正があり、事業所毎に組
合の意見を乞うて労働基準局にとりかきよめという。ところがそ
の組合の意見は中央で決められたものであり、誰が決めた
のか分からないものな協約として生きている。

—B—前にいふが、組合員になる。労働者で
ついでに組合の行動は保障する。組合員としては保障の
ない。どうしてか。組合員になる。組合員になる。
組合員になる。組合員になる。

—C—労働者の組合の組織は、労働者の組合員
による。組合の秩序と労働者の組合員による。労働者の
組合員による。労働者の組合員による。労働者の組合員
による。労働者の組合員による。労働者の組合員による。

—D—労働者の組合の組織は、労働者の組合員
による。組合の秩序と労働者の組合員による。労働者の
組合員による。労働者の組合員による。労働者の組合員
による。労働者の組合員による。労働者の組合員による。

—E—先日も就業規則の改正があり、事業所毎に組
合の意見を乞うて労働基準局にとりかきよめという。ところがそ
の組合の意見は中央で決められたものであり、誰が決めた
のか分からないものな協約として生きている。

—B—前にいふが、組合員になる。労働者で
ついでに組合の行動は保障する。組合員としては保障の
ない。どうしてか。組合員になる。組合員になる。
組合員になる。組合員になる。

—C—労働者の組合の組織は、労働者の組合員
による。組合の秩序と労働者の組合員による。労働者の
組合員による。労働者の組合員による。労働者の組合員
による。労働者の組合員による。労働者の組合員による。

労働組合に依拠してやるつもりでも限界があるて本意ない
と。労働連は労資をなくすために良い林城を出入
ると同時に、中小企業を再編する意図に全く一致する。どう
でなければならぬと。これは生産をやめるといふ以外にな
い。当然会社はつぶれる。どこに無業を合わせる運動以外
外にないといっている。

— F — 組合の活動を一番はじめにぶつかると法律問題
は何かな。労働委員会なんかは

— B — 労働委員会がめったに出ない。

— D — 先に労働問題なんか出てくるのではないか。

— B — 労働法なんか知らなくてもよいというところが
強めてはいる。

— G — 近下もの知りの才が労働法には不当労働行為
はこのまうに決まらしているとか何とかいって労働法に
依拠している。実際は労働法が一人一人の労働者を縛り
つけていることをバタロせ労働法に守られているなん

くせまずと公言している。

— B — まうが、その企業内組合では労働法は有効な
んでしょうね。

— G — 労働法が出来て最初の斗争は休暇斗争
だ。それをやれば直ちに休暇斗争は違法と云い、順法斗
争をやればすぐにサボーンと云い出す。いつでも法律
は作れるし、解釈は自由だ。

— B — 労働法は、違法な行為は国民世論がゆる
まない。違法なことをやっている世論が法律となり、
結局労働者の足どひつぼるよといっている。労働もど
いでもやられている。

— G — 私鉄のストも制限が加えられている。労働法
だ。

— C — 従業員の仕事と組合員の仕事が移り交わると
いふことは問題だ。

— G — 交通関係の運賃値上げは、その従業員が無
料パスがなければ反対するのはないか。

ていつ方が問題だ。不当労働行為なんて労働的であらう。
じやそれが証明できるのか。実際に労働委員会に提訴す
るときのあの書面、官僚主義の書きかたものはないと
思つてよなものを書かぬはならぬ。普通の人やつたら
絶対あんなもの書けやしない。出したあと労働委員会が
何をオーと言つてくるかと言つたら、二つの家なまら
つていふといふことだ。何度も何度も書面を訂正して、
訂正印で真赤になつて、あげくのはなが書手圓せ、さあ
この一回、それから管理ですといつても何の役にた
立たん。労働委員会がこんな役割をしているのは労働法
訴すればよくわかる。あけくのはなが「もう一度用を
しなさい」といってくるのがせい一杯だ。

— B — 労働委員会が会社をまけても謝罪文を出して
出せば終了だ。それで組合は公マだ。煙草工でもニナリ
府政だから勝ったといっているやつがいる。

— C — 電々の近畿通信の遠下局長は、いつでも提
訴しない。結論が出るまでの間に証拠を全部にた

— H — 奮斗はもつともいがあるだろう。

— E — いやそんなことはない。